## お客さまとの取引における現金等取扱いに関する規定

### 1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、当行本店営業部を除く当行支店窓口におけるお客さまとの各種預金その他全ての取引(各々以下「本件取引」といいます。)について適用されます。
- (2) この規定は、本件取引に関する各規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項は、この規定の定めが優先して適用され、この規定に定めがない事項については原規定が適用されるものとします。

#### 2. (預金の預入)

- (1) 当行本店営業部を除く当行支店窓口での各種預金への現金によるお預入れはできません。また、手形、小切手、配当金領収書その他の証券(以下「証券類」といいます。)の受入れは、致しません。
- (2) 当行本店営業部を除く当行支店窓口での預金のお預入れは、以下のいずれかの方法により取扱います。
  - ①当行本支店の本人または第三者名義の口座からの振替
  - ②他行本人または第三者名義の口座からの振込
  - ③現金自動預払機による普通預金等への預入等当行所定の方法

## 3. (預金の払戻し)

- (1) 当行本店営業部を除く当行支店窓口での各種預金の元利金については、現金による払戻しは、できません。
- (2) 当行本店営業部を除く当行支店窓口での各種預金の元利金の払戻しについては、以下のいずれかの方法により取扱います。
  - ①当行本支店の本人または第三者名義の口座への振替
  - ②他行本人または第三者名義の口座への振込
  - ③現金自動預払機による普通預金等の払戻し等当行所定の方法

# 4. (預金以外の取引に係る現金、証券類等の取扱い)

当行本店営業部を除く当行支店窓口での預金以外の本件取引についても、現金および証券類は、取扱いません。

#### 5. (規定の変更等)

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法 548 条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。 また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上

制定日: 2024年1月12日